

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和4年度みやき町筑後川江口地区外堤防等周辺美化委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 吉 田 大 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契約締結日	令和 4年 5月 2日
契約の相手方の 氏名及び住所	みやき町長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥18,491,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : みやき町筑後川江口地区外堤防等周辺美化委託
2. 履行場所 : 佐賀県三養基郡みやき町江口外 (筑後川右岸16/600～22/900)
(筑後川左岸16/600～17/900)
(筑後川左岸19/000～20/200)
(広川右岸0/000～2/600)

3. 随意契約の相手方 : 名称 みやき町長
住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5
電話 0942-96-5531

4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本委託は、河川堤防の安全性確保と環境保全のため、堤防の除草及び周辺美化を行い、災害の防止及び適正な河川空間を創出することを目的とする。

2) 当該業務の内容

本委託は、河川堤防及びその周辺において、安全性の確保と環境保全のために除草及び簡易な清掃作業を行うものであり、地域の自主的活動の啓発、河川愛護の啓発の推進に努めるものである。

3) 随意契約に付する理由

筑後川水系筑後川及び広川の本作業区間の多くは、昔から沿川住民の生活と本河川とが密接に、深く関わり合ってきた地域であり、現在でも住民の河川への関心は高く、日頃より定期的に河川清掃を実施するなど、河川愛護、美化思想の普及した、洪水等に対する防災意識も高い地域である。引き続き堤防除草を中心とした清掃等の河川管理の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心や洪水等に対する防災意識、それに河川愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第99条の規程を根拠法令とし、本業務をみやき町に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

管理課長